

# I 在宅福祉

## 1 緊急通報装置設置等サービス事業

市内に居住する高齢者（65歳以上の方）のひとり暮らしの方又は高齢者世帯の方で、緊急事態に備えた通報装置の設置を希望する方に、緊急通報装置を貸与します。

※高齢者世帯：高齢者のみの世帯及び高齢者を含む世帯で、高齢者を除く世帯全員が就労等のため1日8時間以上長時間不在となる日が月に20日以上ある世帯。

### 【サービス内容】

緊急通報装置を自宅に設置等し、受信センター（ALSOKあんしんケアサポート）が24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応するシステムです。また、月に1回、受信センターから安否確認の電話をします。

緊急通報装置は固定型と携帯型の2種類からお選びいただけます。

### 【費用負担】

利用者世帯の区分	利用料（1か月当たり）
市町村民税非課税世帯 生活保護世帯	0円
市町村民税課税世帯	930円

◎利用者世帯の区分については、前年分の課税状況により毎年7月に見直しを行い、決定します。

**※利用料は銀行口座引き落としにより直接業者に支払っていただきます。**

### 【申請に必要なもの】

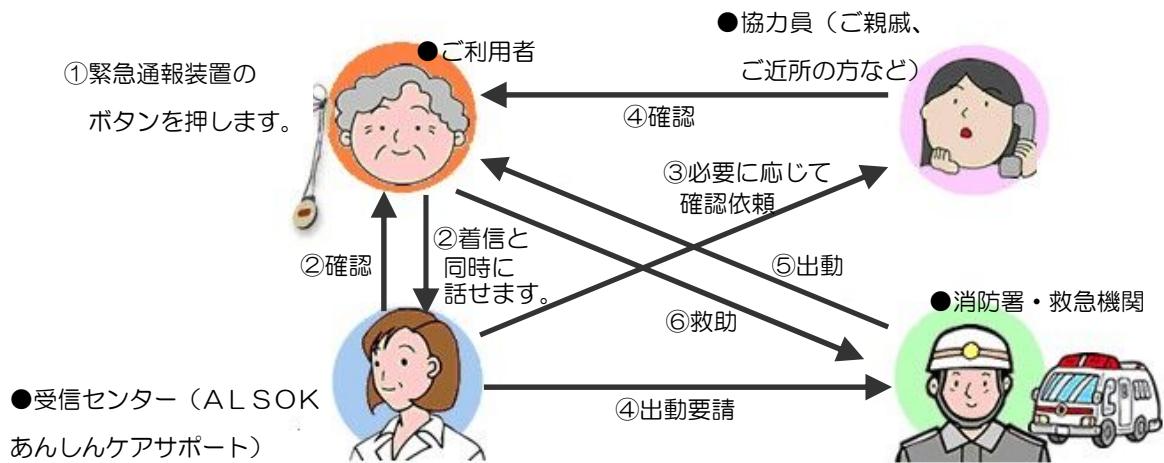
- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）
- ・誓約書
- ・協力員承諾書（最低2名の方が必要となります。）
- ・市町村民税の課税状況がわかる書類（例：市町村民税納税通知書など）  
(申請年の1月1日に印西市に住所を有しない方のみ)

**※協力員とは…緊急事態が発生した場合、ALSOKあんしんケアサポートから利用している方の状況確認依頼が入りますので、その際確認の協力をしていただける方です。詳しくは次ページをご覧ください。**

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1112(直)

## サービスのしくみ



- ・緊急通報装置を自宅に設置します。ペンダント型の通報装置又は緊急通報専用携帯電話端末は首から掛けるなどして常に身に付けてください。
- ・24時間、看護師と女性相談員が受信センターに待機し、相談・通報に対応します。
- ・現状確認が必要な場合は、協力員の方に確認をお願いします。  
緊急時には、受信センターが消防署や医療機関に速やかに連絡します。
- ・月に1回、受信センターから安否確認の電話があります。  
旅行などで長期間留守にする場合には、事前に受信センターへ連絡してください。

＜協力員の方へは次のことをお願いしています。＞

☆受信センターから連絡があった場合に、現状確認をお願いします。

※鍵が施錠されていた場合は、その旨を受信センター又は現場に駆け付けたレスキュー隊に報告してください。窓や扉を破壊して進入する必要はございません。

☆なるべく普段から利用者の方に声をかけたり、お話ししたりして、見守りの意識をお持ちください。

☆緊急事態発生時は受信センターへ連絡してください。

☆普段から利用者の方と親交が深くカギなどを預かっている場合は、室内への安否確認を依頼する場合があります。

☆常に待機していただく必要はありません。

## 2 紙おむつ給付サービス事業

印西市介護保険の被保険者で、要介護認定で**要介護2・3・4・5**のいずれかに認定され、かつ、常におむつを使用する必要のある方（念のため時々使用する方は対象外）に紙おむつを給付します。  
※入院中の方及び特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中、ショートステイに30日を超えて入所する方は利用できません。

### 【サービス内容】

- ・月1回（＊配達は委託業者が行います。配達先は印西市内に限ります。）

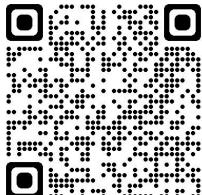
※紙おむつは、申請のあつた日の属する月の翌月分から給付します。

### 【給付内容】

給付を希望する種類の数に応じて、次のAパターンまたはBパターンの上限数以内で希望の商品をパック単位で給付します。

Aパターン	1種類の商品を注文する場合、商品一覧表のA欄に記載されている上限パック数までの注文になります。
Bパターン	2種類の商品を組み合わせて注文する場合、商品一覧表のB欄に記載されている上限パック数までの組み合わせになります。※3種類以上の組み合わせはできません。

※商品一覧につきましては「印西市紙おむつ給付サービスのご案内」または、市のHPをご覧ください。二次元コードより市のHPをご覧いただけます。



### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1111(直)

### 3 配食サービス

市内に居住するおおむね65歳以上で、身体的、環境的な理由から調理が困難なため在宅での生活に支障のある次の方に配食サービスを実施します。

- ・要援護高齢者のみの世帯
- ・障がいのある人のみの世帯
- ・障がいのある人と高齢者の方のみで構成される世帯

#### 【サービス内容】

夕食を自宅にお届けするとともに安否確認を行います。

夕食のお届け時間帯は午後2時から午後6時30分ぐらいの間で、時間の指定はできません。

安否確認のため、原則手渡しとなります。

#### 【実施回数】

月曜日から日曜日の週7日以内で、1人1日につき夕食の1食となります。

#### 【費用負担】

利用者世帯の区分	利用料（1食当たり）
生活保護世帯	400円
その他の世帯	500円

※利用料は銀行振り込みなどにより直接業者に支払っていただきます。

#### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

※利用の前に食生活の状況等について聞き取りを行います。

#### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1112(直)

## 4 福祉タクシー

市内に居住し住所を有する方で、要介護認定で要介護1・2・3・4・5のいずれかに認定された方（印西市介護保険の被保険者）に福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金を一部助成します。

※障害者手帳をお持ちの方はご相談ください。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中の方は、利用できません。

### 【サービス内容】

福祉タクシー利用券を交付し（1年度当たり30枚）、乗車料金の2分の1の額（10円未満切り上げ）を助成します。ただし、1回当たり1,000円が限度。

### 【福祉タクシー利用券の利用方法、注意事項】

- ☆タクシーを降りる際、運転手に利用券を渡し、助成金（乗車料金の半額、ただし上限1,000円）を差し引いた額をお支払いください。
- ☆家族等の介護者の同乗は差し支えありません。
- ☆乗車1回につき1枚のご利用となります。
- ☆紛失などによる、利用券の再発行はできません。

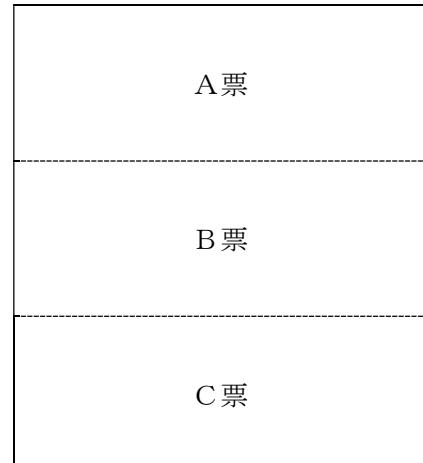
### 【福祉タクシー利用券について】

① A票、B票は利用者が記入してください。

②料金を支払うときにB票・C票を運転者に渡してください。

③助成額を引いた利用者負担額を支払ってください（C票 利用者負担額）。

④A票は本人の控えになります。



### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1112(直)

## 5 外出支援サービス

市内に居住し住所を有する65歳以上の要支援・要介護認定者の方で、介助なしでは公共交通機関(電車・バス・タクシー)を利用することが困難な方に、移送サービスを実施します。

### 【利用目的】

利用できるのは次の場所への送迎です。

※送迎の範囲は印西市内と近隣市町村で片道がおおむね20km以内。

ア、医療機関 イ、市役所などの市の施設 ウ、在宅福祉サービスを提供する施設、場所  
エ、その他市が必要と認めた場所

※買い物には使用できません。

### 【運行日及び時間】

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）はお休みです。

※利用日の1か月前から5日前までの間に予約が必要です。

### 【実施回数】

1人当たり週1回

### 【費用負担】

区分	金額	備考
基本料金	1回当たり 1,000円	2時間まで
迎車料金	1回当たり 500円	
超過料金	30分ごとに 400円	30分未満は切り上げ
運行料金	1キロメートル当たり 30円	

**※ 利用料は降車時に直接運転手に支払っていただきます。**

### 【申請に必要なもの】

・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

・確約書

※利用前に、状況の聞き取りを行います。

・予約先

印西市社会福祉協議会（竹袋614-9）

TEL 42-0294

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1112(直)

## 6 福祉力一貸付事業

市内に居住する、車いすでの移動が必要な高齢者又は障がいのある人の介助をされる方に、車いす仕様車（トヨタシエンタ・運転者ほか3人同乗可）を無料で貸し出します（運転者の手配はできません）。

利用は事前に申し出のあった方を優先しますので、電話にて貸出し状況をご確認ください。また、初めて利用する方については、福祉カーの利用方法について説明を行いますので、事前に高齢者福祉課生きがい支援係までご来庁ください。

**【貸出費用】** 無料。返却時に燃料を満タンにしてお返しください。

**【貸出期間】** 2日以内

**【申請に必要なもの】**

- 申請書（高齢者福祉課、障がい福祉課に備付）
- 運転者の運転免許証の写し

**【申請先・相談窓口】**

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
障がい福祉課 給付係		33-4639(直)

## 7 救急医療情報キット配布事業

高齢者や障がいのある人の安全と安心を図るため、市内に住所を有する65歳以上の高齢者世帯の方などで、配布を希望される方に救急医療情報キットを無料で配布いたします。

救急医療情報キットとは、かかりつけ医や持病などの情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるものです。

**【申請に必要なもの】**

- 申請書（高齢者福祉課、障がい福祉課、各支所市民サービス課に備付）

**【申請先・相談窓口】**

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
障がい福祉課 支援係		33-4136(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1112(直)

## 8 ふれあいバス等無料乗車カード

高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的として、70歳以上の方を対象に「高齢者ふれあいバス等無料乗車カードFURE i CA（フレアイカ）」を交付します。

### 【サービス内容】

- カードの提示により、ふれあいバスの料金が無料になります。  
(宗像路線・六合路線・印旛学園線運行区間は、令和7年6月より対象となります。)

### 【対象者】

- 印西市内に住民登録のある70歳以上の方。

### 【申請に必要なもの】

- 申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）

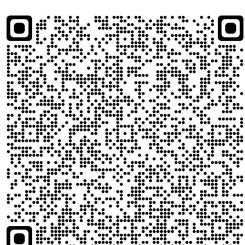
### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2	33-4592（直）
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25	98-1116（直）
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587	97-1111（直）
中央駅前出張所	中央南1-4-3	46-1011（直）
牧の原出張所	原1-2	47-1111（直）
小林出張所	小林北5-1-6	97-0002（直）
船穂出張所	船尾786-1	46-0002（直）
平賀出張所	平賀928	80-3811（直）
岩戸出張所	岩戸1699	80-5911（直）
滝野出張所	滝野3-4	80-8181（直）

※滝野出張所は改修工事のため令和8年3月31日まで休館しております。

### 【ちば電子申請サービスでの申請について】

以下の二次元コードより申請することができます。



## 9 補聴器購入費用助成事業

補聴器の購入費用を最大2万円まで助成します。

医師により、補聴器が必要であることを証明された方に、購入費用の助成を行うものです。

### 【助成要件】

- ・65歳以上であること。
- ・申請時点、補聴器購入時点の両方で市内に住民票があり、居住していること。
- ・医療機器認定を受けている補聴器であること。
- ・補聴器購入日から1年以内の申請であること。
- ・医師により、補聴器が必要であることを証明された方であること。

※医師の証明書は補聴器の購入前に取得してください。

※聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方は対象外となります

※助成は一人につき1回まで

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）
- ・医師により補聴器が必要であることの証明書（様式は申請書と同様に備付）
- ・領収書の写し（品名、金額、購入日が明記され、本人宛名となっていること。）

※いずれの書類も、65歳を迎えてからご準備ください。

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本塙支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本塙支所1階)	97-1112(直)

※申請の流れをご確認したい方は、市のHPの「フローチャート図」をご覧ください。二次元コードより市のHPをご覧いただけます。



## 10 地域包括支援センター

### 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者のみなさんの支援を行います。互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます！

#### なんでもご相談ください

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

#### さまざまな方面から みなさんを支援します

みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者のみなさんにとって暮らしやすい地域にするために、様々な関係機関とのネットワークづくりに力を入れます。



#### 自立して生活できるよう 支援します

介護保険で要支援と認定された方および、基本チェックリストで対象となった方に、介護が必要な状態にならないように、自立に向けた支援を行います。

#### みなさんの権利を守ります

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つ様々な権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見や介護者への支援、消費者被害の相談に対応します。必要に応じて、専門の機関を紹介します。

※ご相談は、お住まいの地域の各地域包括支援センターへ

名称・所在地	担当地区	電話番号
印西北部地域包括支援センター 大森 2551-4	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・小林 小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南 亀成・発作・相嶋・浅間前・浦部・浦部村新田・白幡 浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台	85-4085
印西南部地域包括支援センター 中央南 1-4-3 コスモスパレット(中央駅前地域 交流館)パレットⅡ内	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台 戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花	37-3120
船穂地域包括支援センター 草深 924 そうふけふれあいの里内	武西・戸神・船尾・松崎・松崎台・結縁寺 多々羅田・草深・東の原 西の原・原・泉・泉野	29-4001
印旛地域包括支援センター 美瀬 1-25 (印旛支所分庁舎内)	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫 岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田 美瀬・舞姫・若萩	33-7062
本塙地域包括支援センター 笠神 2587 (本塙支所内)	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神 行徳・川向・下曾根・中・萩塙・桜野・押付・佐野屋・和泉屋 甚兵衛・立塙原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭 安食ト杭・将監・本塙小林・滝野・みどり台・牧の原	85-4845